

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月24日

京都府知事 殿



提出者

住所 京都市右京区西院追分町25-1-135 インモール京都五条内3階

氏名 セキスイハイム近畿株式会社 京都支店
支店長 河野 哲也

電話番号 075-325-1530

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	京都府管轄内事業場（京都市除く）
事業場の所在地	京都府管轄区域内
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	建物売上高 6487.3百万円
③従業員数	72名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>各現場で発生した廃棄物は分別し委託契約している収集運搬車にて運搬、下記品目ごとに委託契約している処分業者に処理委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類、ガラス陶磁器くず：再生処理業者で再生碎石として再資源化。 ・木くず、繊維くず、廃プラスチック、石膏ボード： 再生処理業者で再生材や燃料材として再資源化。 ・金属くず：再生処理業者で、金属原料として再資源化。 ・混合物：中間処理業者に委託、再資源化、残渣は埋立処分。 ・石綿含有物：最終処分業者で、埋立処分。 <p>※新築廃棄物は広域認定運用により処理。</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※ 別紙 「産廃処理に関する管理体制」のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年令和3度実績】		
	産業廃棄物の種類	解体工事に伴う建設系廃棄物（詳細別紙）	
	排出量	1862.67 t	
(これまでに実施した取組) 工事担当が現場ごとに分別指示、月に1回の会議で現場ごとの処分量を報告。特に排出量が多かった現場は原因を確認し今後の抑制につなげる。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	解体工事に伴う建設系廃棄物（詳細別紙）	
	排出量	1676.05 t	
・解体現場は昨年度の取組を継続。 ・新築現場は主に石膏ボードの削減に取り組む。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・新築現場は11品目、解体現場は10品目に分別。 ・新築現場では余剰部材回収・再利用で廃棄物発生抑制に取組む。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	昨年度の取組を継続。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	【前年度実績】		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状			
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
【前年度実績】			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
【目標】			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度令和3年度実績】		
	産業廃棄物の種類	解体工事に伴う建設系廃棄物 (詳細別紙)	
	全処理委託量	1862.27t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	765.49 t	
	再生利用業者への 処理委託量	1812.89 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に従い業者を選定し、書面による契約締結をした。 又、契約から4年経過した業者との契約内容を見直し、更新又は委託中止を行った。 ・年間巡視計画を立て、委託している全ての運搬業者・処理委託先の巡視を実施。 			

(第5面)

【目標】	
産業廃棄物の種類	解体工事に伴う建設系廃棄物（詳細別紙）
全処理委託量	1676.05 t
優良認定処理業者への 処理委託量	692.4t
再生利用業者への 処理委託量	1631.61 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
(今後実施する予定の取組)	
昨年度の取組を継続。	
※事務処理欄	

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

産廃処理に関する管理体制

統括責任者	所属：技術統括部 職名：部長
廃棄物担当者	組織名：技術部工事課 組織人数：4名
役割	・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結、委託契約書の管理・保存 ・産業廃棄物管理票の交付・管理・保存 ・監督官庁への各種報告 ・法改正等の説明会等への出席とその内容の伝達 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・その他関係する事項
	廃棄物管理担当

産廃管理組織図

